

川越市附属機関等の会議の公開に関する実施基準

(趣旨)

第1条 この実施基準は、川越市附属機関及び懇談会等の設置、運営等に関する指針（平成26年6月24日決裁。以下この条において「指針」という。）

第7条第1項の規定に基づき、附属機関（指針第2条第1項に定める附属機関をいう。）及び懇談会等（指針第2条第2項に定める懇談会等をいう。）

（以下「附属機関等」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開基準)

第2条 附属機関等の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として公開とする。

- (1) 法令等の規定により当該会議が非公開とされている場合
- (2) 当該会議において、川越市情報公開条例（平成8年条例第15号）第6条第1項各号に規定する非公開情報に該当する情報について言及する場合
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じ、会議の目的が達成できないと認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第3条 附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、前条に規定する会議の公開基準に基づき、当該附属機関等が行うものとする。

- 2 附属機関等は、会議の公開又は非公開を決定した場合は、その決定内容を公表するとともに、会議の全部又はその一部を公開しないことを決定した場合は、その理由についても明らかにするものとする。

(公開の方法等)

第4条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する市民等に、当該附属機関等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 会議を公開する場合には、当該附属機関等の長は傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設ける等の配慮をするものとする。
- 3 会議の公開に当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議資料の配布)

第5条 附属機関等は、会議の公開に当たっては、当該会議において配布する会議資料等（川越市情報公開条例第6条第1項各号に該当する情報が記載されている部分を除く。以下同じ。）を傍聴人に配布するものとする。ただし、図面、地図、写真、報告書、冊子その他の個別に配布することが困難と認められる会議資料等については、会場に備え、傍聴人の閲覧に供するよう努めるものとする。

(会議開催の周知)

第6条 附属機関等は、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催日の1週間前までに、次に掲げる事項を市のホームページに掲載すること等により当該会議の開催を市民等に周知するよう努めるものとする。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 会議の公開、非公開の別
- (6) 会議の全部又は一部を非公開とする場合にあっては、その理由
- (7) 傍聴者の定員
- (8) 傍聴に必要な手続
- (9) その他必要な事項

(会議記録の作成及び公開)

第7条 附属機関等の会議等を開催した場合においては、当該会議終了後速やかに会議録又は会議要旨（以下この条において「会議記録」という。）を作成し、情報公開窓口への設置、市のホームページへの掲載その他の適切な方法により公開するものとする。ただし、会議記録を公開することができないときは、その理由を明らかにするものとする。

- 2 前項の規定により会議記録を公開しようとする場合においては、第5条の会議資料等を併せて公開するよう努めるものとする。
- 3 前2項の会議記録及び会議資料等の公開は、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで実施するものとする。

附 則（平成 17 年 4 月 18 日決裁）

- 1 この実施基準は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 会議の公開のための手続その他必要な準備行為は、この実施基準の施行前においても行うことができる。

附 則（平成 25 年 8 月 26 日決裁）

この実施基準は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 24 日決裁）

この実施基準は、平成 26 年 6 月 24 日から施行する。